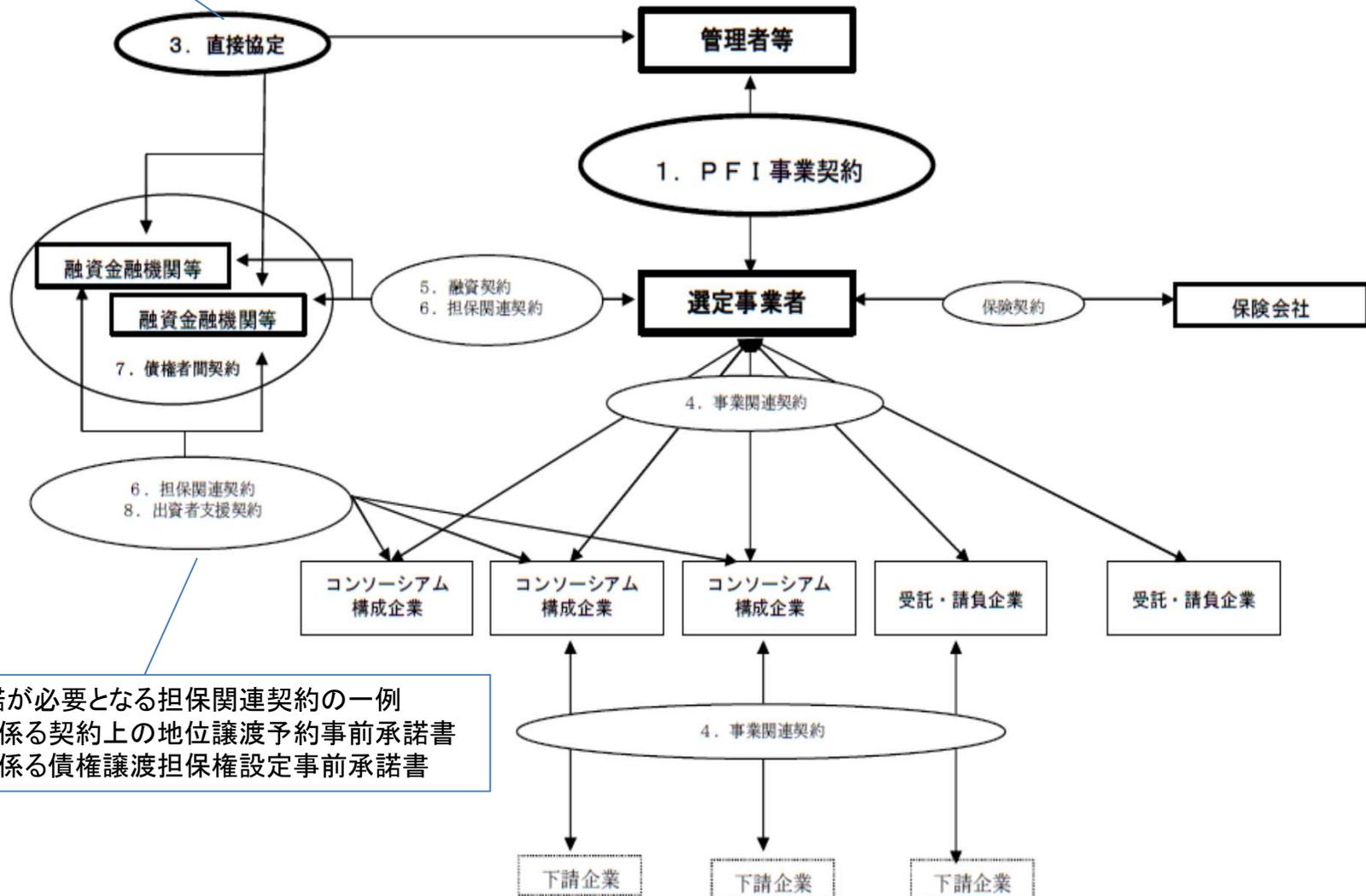


契約関係の例

管理者等の承諾が必要となる担保関連契約の一例
 ・株式質権設定事前承諾書

契約関係の例（PFI事業契約を中心に）



管理者等の承諾が必要となる担保関連契約の一例
 ・PFI事業契約に係る契約上の地位譲渡予約事前承諾書
 ・PFI事業契約に係る債権譲渡担保権設定事前承諾書

技術提案制度の概要

一般の公共工事について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により導入されている技術提案制度を、PFI事業にも導入

- 公的主体は、PFI事業に関する技術又は工夫についての提案(技術提案)を求めるよう努める。
- 公的主体は、技術提案をした者に対し、当該提案について改善を求め、改善を提案する機会を与えることができる(技術対話)
- 高度な技術・優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。
(第7条の3)

基本方針

- 技術提案制度は、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように、入札段階において、民間事業者による技術や工夫についての提案を求める制度であることを踏まえ、国等は以下の点に留意。
 - 1 特定事業の特質を踏まえた適切な評価項目を設定し、定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うこと。
 - 2 技術提案活用のため、技術提案者へ提案の改善の機会の付与に努めること。
 - 3 高度な技術提案を求めた場合は、優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること。
- 発注者のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等(対話)を最大限活用すること。